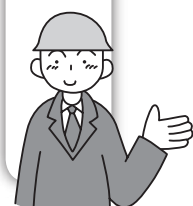


災害から身を守るために



耐震シェルターと防災ベッドの設置費用を補助

市では、災害に強いまちづくりのため、地震などにより住宅が倒壊しても安全な空間が確保できる「耐震シェルター」と「防災ベッド」の設置に必要な費用の一部を補助します。

●補助対象(次のすべてに該当するもの)

- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成している木造住宅
- 住宅の耐震診断による構造評点が0.7未満であること
- 甲賀市木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業の補助金を受けていないもの

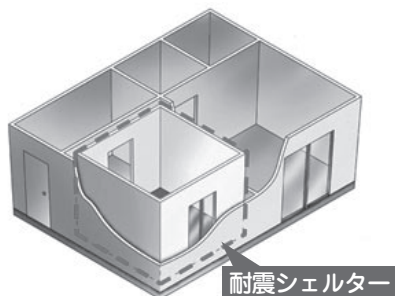
●補助内容

- 補助金額 30万円/戸を限度
- 補助対象経費 住宅内に設置する耐震シェルターや防災ベッド等の本体および設置に要する経費

●申込

- 契約および設置をする前に申請などの手続きが必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

● 12月末締切(年



度内に工事が完了できることが条件となります。
 ● 申込多数の場合は、抽選の場合もあります。

問い合わせ・申し込み

危機管理課 総合防災係

☎ 65-0665 ☎ 63-4619

木造住宅耐震改修工事の補助対象を拡大

木造住宅耐震診断で、倒壊する可能性が高い(上部構造評点※0.7未満)と診断された住宅に対して、上部構造評点1.0以上に耐震改修する工事に補助を行ってきましたが、上部構造評点0.7以上にする工事についても、補助を受けることができるよう、制度の一部を改正しました。詳しくはお問い合わせください。

※上部構造評点とは、建築物の構造強度を示す指標の一つで、下表のように規定されています。

評点1.0以上	一応倒壊しない
評点0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
評点0.7未満	倒壊する可能性が高い

問い合わせ

住宅建築課 建築係

☎ 65-0725 ☎ 63-4601

屋外広告物クリーンキャンペーンを実施

9月1日から10日の「屋外広告物適正化旬間」に併せ、県内で一斉に「屋外広告物クリーンキャンペーン」が実施されました。

屋外広告物クリーンキャンペーンの内容

- ① 屋外広告物法および条例の普及啓発
- ② 違反広告物の簡易除却
- ③ 違反広告物の是正取組

甲賀市においても、9月1日に違法な屋外広告物の簡易除却と、道路の不法占用物件に対する指導を行いました。

主に、電柱や柵、道路標識等に立てかけられた立看板やはり札などを除却しました。除却

今回除却した広告物

はり紙	10枚
はり札	27枚
立看板	21個
広告旗	1個
合計	59枚・個
指導件数	4件

した広告物は、期間を定めて市役所で保管しています。

公共的物件や交通安全施設、電柱などには、たとえ短い期間であっても、原則、立看板やはり紙、はり札などの広告物を表示することはできません。

また、屋外広告物を掲出する場合は、許可が必要です。
 ※屋外広告物とは…一定の期間、継続して、屋外で公衆に表示されるもの

一人ひとりが、ルールを守り、
 きれいで安全なまちにしましょう。

問い合わせ

都市計画課 都市計画係
 ☎ 65-0719 ☎ 63-4601

除去作業の様子▶

